

29 建企第 744 号
平 30 年 3 月 28 日

(一 社) 長 崎 県 建 設 業 協 会 様

長 崎 県 土 木 部 長
(公 印 省 略)

「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン」の改訂について

長崎県土木部における C A L S / E C への取組として、平成 29 年 3 月 21 日付け 28 建企第 642 号「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドラインの策定について」を通知しているところですが、利用拡大を目的として、情報共有システム運用ガイドラインを改訂しますので、通知します。

建設工事における情報共有システムの活用により、受発注者間のコミュニケーションの円滑化や、ワンデーレスポンスの推進などの効果が見込まれますので、積極的に利用いただきますようお願いします。

○主な改訂内容

- ・特記仕様書の記載を共通仕様書へ移行したため、その取扱いを変更した。
- ・平成 29 年度の利用状況調査の結果、実績がないことから利用を希望しない受注者が多いことを踏まえ、受注者の希望の有無を問わない利用指定工事の取扱いを追加した。
- ・4 月 2 日以降に起工を行う工事のうち、土木工事標準積算基準書を使用して落札方式が総合評価方式の工事は利用指定工事とし、公告文に記載し、受注者に必ず利用を求める方針。
なお、利用開始後に施工途中で利用を中止しても減点は行わない。

○ガイドライン（案）及びアンケート様式は、長崎県 HP に掲載しております。

掲載アドレス等

- ・長崎県 HP (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) 内（土木部ページ、建設工事関係ページ）に掲載しております。
- ・掲載ページアドレス：<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>

○ガイドライン（案）について、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

土木部 建設企画課 技術情報班
TEL: 095-894-3023 (ダイヤル)